

資料提供(投げ込み) 令和2年8月24日(月)	
場所 津市政記者室	
事務担当課	
所 属	職・氏 名
政策財務部 収税課 (電話059-229-3135)	税務担当参事(兼)特別滞納整理推進 担当参事・収税課長 家城 覚

徴収猶予の特例の適用者に対する督促状の誤送付について

収税課において、本来であれば督促状の発送対象者とはならない徴収猶予の特例の適用者に対し、督促状を誤って送付していたことが判明しました。

記

1 経過

令和2年8月20日(木)に、令和2年度固定資産税・都市計画税(以下「固定資産税等」といいます。)の令和2年度第2期分等に係る督促状を発送しましたが、同月21日(金)午前11時30分頃、督促状の発送対象者ではない新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例の適用者(以下「徴収猶予適用者」といいます。)から、固定資産税等の令和2年度第2期分に係る督促状が届いたとの電話連絡がありました。

当該連絡を受け、同日に調査したところ、徴収猶予適用者159名のうち、11名に対し、誤って督促状を送付していたことが判明しました。

2 原因

徴収猶予適用者に係る事務においては、収納システムに徴収猶予適用者であることを入力し、督促状が送付されないように処理を行うとともに、督促状発送対象者リストと徴収猶予適用者リストを照合し、督促状発送対象者の中に徴収猶予適用者が含まれている場合は、該当者の督促状を発送前に廃棄しています。

本件事案では、徴収猶予適用者の一部に収納システムへの入力漏れがあり、また、督促状の発送前の各リストの照合作業においても、照合元となる徴収猶予適用者リストにおけるデータ入力誤りに気付かずに11名の徴収猶予適用者に係る督促状を廃棄しないまま、これを発送したことが原因です。

3 今後の対応

誤って督促状を発送した11名のうち9名については、令和2年8月21日に、電話又は訪問によりお詫びをするとともに、誤って送付した督促状の回収の協力を依頼し、回収の見込みが立ちました。残りの2名については、お詫びの書面を送付するなど、引き続き対応します。

今後このようなことが二度と起こらないよう、収納システムでの徴収猶予適用者の入力漏れがないか及び徴収猶予適用者リストに係るデータ入力に誤りがないかを複数の職員により確認するとともに、督促状の発送前に徴収猶予適用者が含まれていないかを複数の職員で確認することを徹底することで再発を防止します。